

石油ガス税法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改正後 改正前

(自動車に取り付けられない石油ガス容器に係る承認の申請等)

第一条 石油ガス税法施行令(昭和四十一年政令第五号。以下「令」という。

。)(第一条第二項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該税務署長に提出しなければならない。

一 申請者の住所(住所がない場合には、居所。以下同じ。)、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項(定義)に規定する個人番号をいう。以下同じ。)(又は法人番号(同条第十六項に規定する法人番号をいう。以下同じ。))(個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

二 五 省 略

2 省 略

3 令第一条第二項の承認を受けた者は、その承認の取消しを求めようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面により、当該税務署長に申請しなければならない。

一 申請者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

二 四 省 略

4・5 省 略

附 則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

(自動車に取り付けられない石油ガス容器に係る承認の申請等)

第一条 同 上

一 申請者の住所(住所がない場合には、居所。以下同じ。)、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項(定義)に規定する個人番号をいう。以下同じ。)(又は法人番号(同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。))(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

二 五 同 上

2 同 上

3 同 上

一 申請者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

二 四 同 上

4・5 同 上